



元在英国日本国
大使館参事官
(外交領事事務功労)

瑞宝 双光章

下井 博さん(73歳)



東京家政大学
名誉教授
(教育研究功労)

齋藤 禮子さん(82歳)



元横浜郵便
集中局長
(郵政事業功労)

大崎 研三さん(75歳)

瑞宝 小綾章

市内では次の方々が受章されました。

春の叙勲・褒章

瑞宝 単光章

小川 和利さん(64歳)



元日本放送
協会職員
(放送業務功労)

細萱 正行さん(65歳)



元裁判所 技官
(裁判所業務功労)

危険業務従事者叙勲・瑞宝 双光章

櫻井 茂さん(61歳)



元2等空尉
(防衛功労)

須田 尚義さん(71歳)



元警視庁警視
(警察功労)

おめでとございます。

清瀬市コミュニティプラザひまわり 月単位の使用施設 使用団体募集

利用期間 4月1日～平成29年3月31日(金)
(単年度更新)
施設概要 清瀬市コミュニティプラザひまわり
(下清戸1-212-4内101号室)
申請書の配布期間・場所 6月1日(水)～15日
(水)午前8時30分～午後5時に生涯学習スポ
ーツ課で配布
※利用期間の途中からご利用可能です。
※審査会を実施します(別途通知)。
※応募資格など詳しくは下記へ。
申込み・問合せ 6月30日までの平日午前8
時30分～午後5時(30日は午後4時まで)に、
申請書に必要事項を記入し、直接生涯学習スポ
ーツ課 ☎ 495・7001 へ

児童手当・児童育成手当の現況届は6月30日までに提出を

児童手当・児童育成手当を受けている方へ、現況届を5月31日に送付します。必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて、6月30日(木)までに提出してください。なお、郵送での提出も受け付けています。

現況届の提出がないと、児童手当・児童育成手当を引き続き受けられなくなりますので、ご注意ください。

必要書類

児童手当＝申請者の健康保険証の写し(清瀬市国民健康保険に加入されている方は、健康保険証の写しの添付は必要ありません)

育成手当(障害手当)＝愛の手帳または身体障害者手帳の写し(該当する方のみ)

共通書類＝平成28年度課税・

非課税証明書(平成28年1月2日以降に清瀬市に転入した方のみ必要です。平成28年1月1日にお住まいの各市区町村で取得し、提出してください)

※詳しくは、上記QRコードから参照。

問合せ 子育て支援課助成係 ☎ 497・2088

所得制限限度額表

扶養親族などの人数	所得制限限度額	
	児童育成手当(育成・障害)	児童手当
0人	360万4千円	622万円
1人	398万4千円	660万円
2人	436万4千円	698万円
3人	474万4千円	736万円

※以降、扶養親族などの人数が1人増えるごとに所得制限限度額に38万円を加算。児童手当で所得超過の方は手当額が児童1人に付き月額5千円となります。

沿線3市男女共同参画連携事業 女性起業応援フェスタ～わたしのワークライフバランス～

女性には子育てや介護のために外に働きに出るのが難しいこともあります。

そんなとき「起業」もワークライフバランスを実現するための働くかたちのひとつです。

◆起業入門講座「“好き”と“得意”でつくる私のしごと」。

先着30人
日時 7月6日(水)午前10時～正午

場所 清瀬市男女共同参画センター

講師 品川区立武蔵小山創業支援センター長・中小企業診断士 大江栄氏

申込み・問合せ 6月1日午前9時から、電話で男女共同参画センター ☎ 042・495・7002 へ

◆フェスタ(2会場)出展者募集

3市(清瀬市・東久留米市・西東京市)で起業している・したい女性の出展者を募集します。

①西東京市会場②清瀬市会場

日時 ①10月30日(日)②11月27日(日)いずれも午前11時～午後4時

場所 ①西東京市男女平等推進センター(パリテ)②清瀬市男女共同参画センター(アイレック)

出展対象者 3市内(清瀬市・

東久留米市・西東京市)に事業の活動拠点がある、または起業の見込みのある団体または個人

内容 ブース出展(物販・サービスの紹介・飲食等)、ワークショップ出展

※書類選考の上、決定します。西東京市・清瀬市両方のフェスタに出店することも可能です。

※起業入門講座参加者と2か所でのフェスタ出展者は保育があります。申込み時に、会場となるセンターへ。

申込み・問合せ 7月25日(必着)までに市ホームページ、または公共施設で配布する出展申込書と、商品やサービスのイメージが分かる写真を同封の上

直接窓口または郵送で下記センターのいずれかへ。

清瀬市男女共同参画センター 〒204-0021 清瀬市元町1-2-11 アミュービル4階

東久留米市男女平等推進センター 〒203-0053 東久留米市本町3-9-1-102

西東京市男女平等推進センター 〒202-0005 西東京市住吉町6-15-5 住吉会館内

市・都民税納税通知書を発送します

平成28年度市民税・都民税(市・都民税)が課税となる方へ、6月13日付けで納税通知書を発送します。

なお、納付方法が給与からの特別徴収(引き落とし)とな

っている方には、5月に「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先を通じて送付しています。また、非課税の方には通知書は送付されません。

今年度から年金特別徴収となる方へ

平成28年4月1日現在で65歳以上の方は、公的年金などに係る市・都民税について、異動のない限り年金から特別徴収されます。

今年度から新たに、または再び年金特別徴収となる方は、10月から納付方法が切り替わります。そのため、年税

清瀬市議会 第2回定例会開催

平成28年清瀬市議会第2回定例会は、6月7日(火)から左表のとおり開催予定です。ぜひ傍聴にお越しください。

日	曜	内容(6月)
7	火	本会議(初日)
9	木	本会議(初日)
10	金	本会議(初日)
13	月	本会議(初日)
15	水	本会議(初日)
16	木	本会議(初日)
17	金	本会議(初日)
24	金	本会議(最終日)

※時間は、議会運営委員会(午後2時)を除き、いずれも午前10時からです。

問合せ 議会事務局議事係 ☎ 497・2567

地震に備えましょう

先日発生した、「平成28年熊本地震」では、家屋が倒壊するなど大きな被害が発生しました。その後の避難所運営や物資の配給など、お互いに助け合う必要性が改めて見直されました。市では万一の災害に備え、下記の事業を推進しています。

①自主防災組織への登録

自主防災組織とは、「自分の命、自分のまちは、自分たちで守る」を基本理念とし活動する組織です。登録対象は、防災訓練の参加が可能で、概ね10世帯以上の町会・自治会、共同住宅などです。

登録されると防災資器材の購入費用に対して補助金の交付を受けることができます。

②学校避難所運営協議会へ参加
学校避難所は、市やその周辺

で地震などの災害が発生し、市民の生命、身体及び財産に危険が迫った場合に開設されます。

現在この学校避難所が開設された場所の運営方法について、あらかじめマニュアルを考えておく「学校避難所運営協議会」を、各小・中学校単位で立ち上げて、さまざまな話し合いを始めています。

近隣の町会・自治会の代表者、PTAの代表者、民生児童委員など、実際に自分自身や家族がそこで避難生活を送る方に参加していただいています。

まだお越しいただいたことのない方は、ぜひこの機会に参加をお願いします。

問合せ ①②防災防犯課防災係 ☎ 497・1847 ②教育総務課庶務係 ☎ 497・2537

市職員を熊本に派遣

市では、5月13日～19日、5月20日～26日の期間に、被災地熊本に職員ボランティアを派遣しました。

現地では罹災証明の発行を受ける際に必要な、被災住宅の調査などを行いました。



被災住宅の調査を行う市職員

環境市民スクール「リメイク教室」

ツバ広の帽子を作ります。

日時 6月25日(土)午前10時～午後3時

場所 清瀬中学校

講師 水口フミ氏

費用 450円

持ち物 端切れ・裁縫道具・裁ちばさみ・物差し・新聞紙・ごみ袋・スリッパ・筆記用具・昼食

申込み・問合せ 電話で環境市民スクール・水口 ☎ 492・0759